第七百二十五条及び第七百二十六条を次のように改める。

（上席地域包括ケア推進官及び地域包括ケア推進官）

第七百二十五条　地域包括ケア推進課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　北海道厚生局、東北厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局　次に掲げるもの

イ　上席地域包括ケア推進官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

ロ　地域包括ケア推進官一人

二　関東信越厚生局　次に掲げるもの

イ　上席地域包括ケア推進官一人

ロ　地域包括ケア推進官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

2　上席地域包括ケア推進官は、命を受けて、第七百十五条の二各号に掲げる事務を行い、及び地域包括ケア推進官の行う事務を整理する。

3　地域包括ケア推進官は、命を受けて、第七百十五条の二各号に掲げる事務を行う。

第七百二十六条　削除

第七百三十八条中「、第三十八号」を削り、「第六十五号」を「第六十四号」に改め、「第七十一号」の下に「、第七十五号」を加える。

第七百四十条中「健康福祉課」を「地域包括ケア推進課」に改める。

第七百四十二条第二十五号中「第三号まで」の下に「及び第四十条第二項第二号」を加える。

第七百四十二条第二十六号中「附則第二条第一項」を「附則第二条第一項各号」に改める。

第七百四十二条第三十四号中「地方厚生局」を「支局」に改め、「こと（」の下に「地域包括ケア推進課及び」を加える。

第七百四十三条及び第七百四十四条を次のように改める。

（地域包括ケア推進課の所掌事務）

第七百四十三条　地域包括ケア推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地域包括ケアシステムの構築の支援に関すること。

二　支局の所掌事務に係る補助金等の交付に関すること（地域包括ケアシステムの構築に関するものに限る。）。

第七百四十四条　削除

第七百四十五条の五の次に次の一条を加える。

（上席地域包括ケア推進官及び地域包括ケア推進官）

第七百四十五条の六　地域包括ケア推進課に、上席地域包括ケア推進官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び地域包括ケア推進官一人を置く。

2　上席地域包括ケア推進官は、命を受けて、第七百四十三条各号に掲げる事務を行い、及び地域包括ケア推進官の行う事務を整理する。

3　地域包括ケア推進官は、命を受けて、第七百四十三条各号に掲げる事務を行う。

第七百五十八条第一項中、「次の三部及び一室」を「次に掲げる部及び室」に、「総務部」を「総務部（北海道労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局に限る。）」に改め、「雇用均等室」を削る。

第七百五十九条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを削り、第十三号を第九号とし、第十四号から第十九号までを四号ずつ繰り上げる。

第七百五十九条第二項中「第十二号まで及び第十九号」を「第八号まで及び第十五号」に改める。

第七百六十条中「第十三号から第十八号まで」を「第九号から第十四号まで」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（雇用環境・均等部の所掌事務）

第七百六十条の二　雇用環境・均等部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　都道府県労働局の所掌事務に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二　都道府県労働局の所掌事務に関する政策の企画及び立案の調整に関すること。

三　広報に関すること。

四　総合的な労働相談に関すること。

五　個別労働関係紛争の解決の促進に関すること（労働基準部及び職業安定部の所掌に属するものを除く。）。

六　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の規定に基づく使用者による障害者虐待の防止に関すること（労働基準部及び職業安定部の所掌に属するものを除く。）。

七　労働契約、最低賃金、労働時間、休息その他の労働条件に関すること（労働基準法及び最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）の施行に関すること並びに労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。

八　労働能率の増進に関すること。

九　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関すること。

十　職場における性的な言動に起因する問題に関すること。

十一　育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進その他の労働者の家族問題に関すること。

十二　短時間労働者の福祉の増進に関すること。

十三　家族労働問題及び家事使用人に関すること。

十四　女性労働者に特殊な労働条件に関すること（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。

十五　女性労働者の特性に係る労働問題に関すること。

十六　労働に関する女性の地位の向上その他労働に関する女性問題に関すること。

（雇用環境・均等室の所掌事務）

第七百六十条の三　雇用環境・均等室は、前条に規定する事務をつかさどる。

第七百六十一条第一号中「雇用均等室」を「雇用環境・均等部及び雇用環境・均等室」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第七百六十三条を次のように改める。

第七百六十三条　削除

第七百六十四条第一項中「企画室」を削る。

第七百六十五条第一項中第七号を第十一号とし、第六号の次に次の四号を加える。

七　都道府県労働局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

八　都道府県労働局の保有する情報の公開に関すること。

九　都道府県労働局の保有する個人情報の保護に関すること。

十　地方労働審議会の庶務に関すること（他部の所掌に属するものを除く。）。